

{ 地 区 計 画 }
 { ~~住宅地高度利用地区計画~~ }

の区域内における行為の届出書

年 月 日

永平寺町長 河合 永充 殿

申請者
 住 所
 氏 名
 連絡先 Tel

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

{ 土地の区画形成の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木竹の伐採 }

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 平方メートル		
(2) 建築物の建築又は工作物の建設の概要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要	届出の部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積		m ²
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積	m ² (m ²)	m ² (m ²)
	(iv) 高さ 地盤面から メートル	(v) 用途		
	(vi) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積 m ²			

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画又は住宅地高度利用地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること
- 5 都市計画法第12条の5第6項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄 (同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄) についても記載すること。
- 6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

地区計画の区域内における行為の届出の添付書類

添付図面

(1) 土地の区画形質の変更

- ・ **案内図** 方位、道路及び目標となる地物を表示する縮尺1/2500以上のもの
- ・ **区域図** 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1/1000以上のもの
- ・ **公 図** 申請に必要な地番及び周辺の道路地番の表示されたもの
- ・ **設計図** 縮尺1/100以上のもの
- ・ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 建築物の建築・工作物の建設、建築物又は工作物の用途の変更

- ・ **案内図** 方位、道路及び目標となる地物を表示する縮尺1/2500以上のもの
- ・ **公 図** 申請に必要な地番及び周辺の道路地番の表示されたもの
- ・ **配置図** 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺1/100以上のもの
※隣地（道路含む）境界との離隔を明記してください
- ・ **立面図** 2面以上の建築物又は工作物の立面図で縮尺1/50以上のもの
(住宅等で形状の確認できるものであれば縮尺1/100程度で構いません)
※ 斜線制限のラインを入れてください
※ 垣又はさくの構造も入れてください
- ・ **平面図** 建築物の各階平面図で縮尺1/50以上のもの
(住宅等で形状の確認できるものであれば縮尺1/100程度で構いません)
- ・ その他参考となるべき事項を記載した図書
(面積等の数値の確認のため、求積図をお願いする場合があります)

- ・ 届出には、上記の書類を**2部**提出していただきます。
(1部は回答書に添付してお返しします)
- ・ 届出の内容が地区計画に適合することを確認した場合、届出者に回答書により通知します。